令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：鳥羽市長　　令和８年７月３１日公表
鳥羽市議会議長
鳥羽市選挙管理委員会
鳥羽市代表監査委員
鳥羽市公平委員会
鳥羽市消防長
鳥羽市農業委員会
鳥羽市教育委員会

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８０．８％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８６．８％
全職員	６６．８％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	―
本庁課長相当職	９８．５％
本庁課長補佐相当職	９６．７％
本庁係長相当職	９１．２％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	１５５．６％
３１～３５年	９２．４％
２６～３０年	９３．５％
２１～２５年	９５．４％
１６～２０年	８５．０％
１１～１５年	５５．８％
６～１０年	８６．７％
１～５年	８７．３％

【説明欄】

・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については、該当職員がいないため記載していません。
・育児休業などの理由により給与等が満額支給されていない月については、一律 0.5 人/月としてカウントしています。
・年度途中に就退職している職員については、給与等の年間支給額に偏りがあるため集計から除いています。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	２４．１　％

【説明欄】

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

役職段階	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	２４．１　％
本庁課長補佐相当職	２４．２　％
本庁係長相当職	４２．９　％

【説明欄】

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	８０．０　％
女性	１００．０　％

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	ー
女性	１００．０　％

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	０　％	０　％	－	０　％
1週間以上2週間未満	０　％	０　％	－	０　％
2週間以上1月以下	４０　％	０　％	－	０　％
1月超3月以下	４０　％	０　％	－	５０　％
3月超6月以下	０　％	５０　％	－	０　％
6月超9月以下	２０　％	０　％	－	０　％
9月超12月以下	０　％	０　％	－	５０　％
12月超24月以下	０　％	５０　％	－	０　％
24月超	０　％	０　％	－	０　％

【説明欄】

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	１２．１０　時間／月
内部部局等以外	１７．５３　時間／月

【説明欄】